

～今回、福祉有償移動サービスに関する
法改正に対するパブリックコメント募集中のため、ご協力下さい～

横浜移動サービス協議会 ニュースレター

～いつでも、誰でも、どこへでも～

移動自由の横浜をめざして・・・

地域がつながり、地域で支え合う、

当たり前前に移動が出来る街横浜へ。

号外 平成18年7月18日発行

特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会

〒231-0001 横浜市中区桜木町 1-1-56

みなとみらい21クリーンセンタービル7F 横

浜市市民活動共同オフィス内

Tel:045-212-2863 Fax:212-2864

Mail:info@yokohama-ido.jp

<http://www.yokohama-ido.jp/>

● よりよい外出支援のためにパブリックコメントを出しましょう！ ●

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案パブリックコメント募集について

これから、福祉有償移動サービスはどうなるの？

利用者にとって法改正の利点は何？

ボランティア活動は続けられる？

現場からの多くの意見が重要です

ボランティア活動
の危機！？

パブコメって、よくわかりませんか？
でも、法改正のこの機会に、
いま、福祉の現場の声を中央に届けないと
実態とかけ離れた省令が施行されることに！

● よこはまお出かけサポート事業 ●

◇情報提供のお願い（情報記入シートは当会HPよりダウンロードして下さい）

横浜市協働事業提案制度モデル事業「よこはまお出かけサポート事業」実施に伴う貴団体の情報の提供についてご協力のお願いです。（情報提供シートはHPにてダウンロードしてください）

この情報は、以下の目的に利用させていただくことを予定しています。

- 1 相談窓口において、移動制約者への実施団体のサービス内容（主な活動地域、活動可能日等）の情報提供及び実施団体の紹介
- 2 利用者向けリーフレット及び冊子への掲載（団体名、主な活動地域等）

◇移動サービス研修開催のお知らせ

日程	移動支援知識研修		安全運転実地研修	
	9/10(日)	横浜市市民活動支援センター	9/9(土)	戸塚自動車学校
11/12(日)	会場未定	11/18(土)	戸塚自動車学校	



● お出かけ相談室 ●

いつでも、誰でも、何処へでも～一住み慣れた地域で自分らしく生きるための支え合い～

☆ 高齢や障がいで外出が困難な方の外出をお手伝いしています。

☆ 横浜市内の移動サービス団体と協力して移動に関する支援をしています

登録ドライバー、介助ボランティア、コーディネーター募集中！

● 道路運送法施行規則等の 一部を改正する省令 (案) ●

国土交通省では、道路運送法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第40号)の施行に伴い、道路運送法施行規則等の一部改正を予定しています。本件に対する意見を募集しています。

是非、みんなで現場から、生の声(実態)を届けましょう!

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(案)について

平成18年6月 国土交通省自動車交通局旅客課

1. 改正の背景

第164回国会において、自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るため、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が成立し、平成18年5月に公布されたところです。

今般同法の一部の施行に伴い道路運送法昭和26年法律第183号以下法というの委任を受けて制定されている省令等について、所要の改正を行うこととしています。

2. 改正の内容

2-1. 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の一部改正

(1)乗合旅客の運送に係る規制の適正化関係 ー省略ー

(2)自家用有償旅客運送関係

①運送の主体 市町村や特定非営利活動法人(以下「NPO」という)のほか、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人等を規定する予定です。

②運送の種類

- ・市町村が、専らその区域内の住民を運送するもの(以下「市町村運営有償運送」という)。
- ・NPO等が、運送の区域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者のうち、当該運送主体の会員登録を受けた者及びその同伴者を運送するもの(以下「過疎地有償運送」という)。
- ・NPO等が、要介護認定を受けた者や身体障害者手帳を交付された者等であって、単独ではタクシー等を利用することが困難な者のうち、当該運送主体の会員登録を受けた者及びその付添人を運送するもの(以下「福祉有償運送」という)。

③自家用有償旅客運送の登録・更新登録・変更登録

- ・登録事項:路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数等
- ・更新登録:登録の有効期間の満了日の2月前までに申請を行わなければならない
- ・変更登録:路線又は運送の区域を増加する場合、自家用有償旅客運送の種類を変更する場合

④登録の申請時に必要となる添付書類

- ・定款
- ・欠格事由(法第79条の4第1項第1号～第4号)に該当しないことを証する書類
- ・自家用有償旅客運送を行うことについて関係者の協議が調っていることを証する書類
- ・使用する自動車の使用権原を証する書類
- ・利用者名簿
- ・運転者が一定の要件を満たしていることを証する書類
- ・運行管理及び整備管理の体制を記載した書類
- ・損害賠償のための措置を講じていることを証する書類
- ・事故時の処理体制を記載した書類等

⑤運送の区域

地方公共団体の主催する運営協議会において自家用有償旅客運送を実施について協議が調った地区

⑥登録証の交付及び備え付け

国土交通大臣が登録証を交付するとともに、自家用有償旅客運送者は登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えなければならない

地域における助け合い活動、ボランティア活動に法人格は必要?

要介護認定・身体障害者手帳がなくても、困ってる人は助けて!

利用者を歩行困難者に限定する表現→歩行はできてもタクシー等を利用して外出できない人も..

⑦自家用有償旅客運送に係る関係者の合意

自家用有償旅客運送に係る関係者の合意がある場合

(地方公共団体、関係する一般旅客自動車運送事業者、関係する利用者その他の住民、地方運輸局の職員、事業者団体、労働組合、地域において移動制約者の移送を行っているNPO等その他学識経験者等地域の実情に応じて必要となる者から構成される協議会において協議が調っている場合)

⑧登録時に必要となる輸送の安全及び旅客の利便を確保するために必要な措置

- ・ 自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有、必要な要件を満たす運転者の確保
- ・ 運行管理の体制の整備
- ・ 整備管理の体制の整備
- ・ 事故時の損害賠償措置
- ・ 事故発生時の処理体制の整備等

福祉車両を全運送主体へ義務づけ→知的・精神障がいの場合セダン型の方が...

⑨変更登録を不要とするやむを得ない事由

道路や橋梁の損壊道路の通行禁止・制限等

⑩旅客から収受する対価の揭示

- ・ 旅客から収受する対価を事務所において公衆に見やすいように揭示
- ・ 特に過疎地有償運送及び福祉有償運送については、適切な方法により旅客に事前説明しなければならない

⑪旅客から収受する対価の基準

- ・ 合理的な方法によって算出されていること
- ・ 特に過疎地有償運送及び福祉有償運送については、営利行為とは認められないものであり、実費の範囲内であること
- ・ 協議会において対価に関する協議が調っていること等

なぜ一般タクシー運賃の1/2?

見守りや介助があるから利用したい!

⑫輸送の安全及び旅客の利便を確保するために必要な措置

- ・ 第二種運転免許保有者又は国土交通大臣が認定する講習を修了した第一種運転免許保有者
- ・ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合における一定の要件を満たした者による乗務
- ・ 使用する自家用有償旅客運送自動車の数に応じた運行管理の責任者の選任
- ・ 運転に際しての疾病・飲酒等の有無に関する確認
- ・ 乗務記録の作成・保存
- ・ 運転者台帳の作成・備え付け
- ・ 運転者証の作成・揭示
- ・ 整備管理体制の整備、損害賠償措置、事故時の処理体制の整備事故記録の作成・保存
- ・ 自家用有償旅客運送自動車への車体表示
- ・ 会員名簿の作成・備え付け
- ・ 苦情処理体制の整備、苦情記録の作成・保存等

運転者および運行管理責任者の資格要件の厳格化→活動の萎縮へ

手続きの増加→事務経費の増加
→利用料金に反映!

⑬輸送の安全及び旅客の利便の確保に係る命令を実施した場合の届出

輸送の安全及び旅客の利便の確保に係る命令を受け、これを実施した場合において、その旨を、命令を発した行政庁に届け出なければならない

(3)その他 一省略一

公布日:平成18年7月末

施行日:平成18年10月上旬

(一部の規定を除く)。

ガソリン代等の実費で運送している地域内の助け合い活動やボランティア活動を有償運送に含めず、移動制約者の円滑な移動が引き続き確保されるよう十分配慮を!

※ 次ページに参考例を提示します。

一行でも結構です。皆さんのお考えを是非、ご提出下さい。

これまでに出了た提案意見を参考に掲載しますので、これにお名前を入れてお使いいただいても結構です。

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案パブリックコメント

1. 意見募集対象

「道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（案）について」

<http://www.mlit.go.jp/pubcom/06/pubcom57/01.pdf>

（資料）道路運送法等の一部を改正する法律 <http://www.mlit.go.jp/pubcom/06/pubcom57/02.pdf>

2. 意見募集期間 平成18年6月30日（金）から平成18年7月29日（土）まで（必着）

3. 意見送付方法 電子メール、FAX及び郵送

※「道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案パブリックコメント」と明記

（1）電子メールの場合 電子メールアドレス：ryokaku@mlit.go.jp

※テキスト形式。見出し「道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案パブリックコメント」

（2）FAXの場合 FAX番号03-5253-1636 国土交通省自動車交通局旅客課 宛

（3）郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省自動車交通局旅客課 宛

4. 注意事項

・意見に対しての個別回答は無い。 ・提出意見は個人情報を除き公開される可能性がある。

（参考例）

※匿名を希望する場合は、意見提出時に明示

国土交通省自動車交通局旅客課 御中		FAX：03-5253-1636
道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（案）に対する意見		
氏名	(フリガナ)	
所属	(会社名又は所属団体名)	(部署名)
住所		
電話番号		
e-mail		
ご意見	<p>1. ①運送の主体の条件を緩和して下さい。 運送の主体となる団体として法人格を持たないが信頼と実績のある団体も認めてください。</p> <p>2. ②福祉有償運送の対象者を歩行困難者に限定しないで下さい。 知的・精神的な事情で一人では外出できない利用者が大勢います。</p> <p>3. ②参議院国土交通委員会附帯決議を尊重し、許可対象に該当しない活動を認めて下さい。 ガソリン代等の実費で運送している地域における助け合い活動や生活支援のボランティア活動が有償運送の許可取得をせず撤退すると利用者が困ります。</p> <p>4. ③④登録の申請や更新等の手続きを簡素化してください。 事務負担増加による経費増は利用料に反映され、利用者の負担が増します。</p> <p>5. ⑧福祉車両を全運送主体へ義務づけることは反対します。 知的・精神・障害児等セダン型での外出支援を望む方が大勢います。</p> <p>6. ⑪旅客から収受する対価について、一般タクシー運賃の1/2とする根拠をしめしてください。 対価は、地域事情やサービス内容によって異なります。乗降時だけでなくベッドから介助や乗車中の配慮など利用者に合わせた支援など、利用者が選ぶことだと思います。</p> <p>7. ⑫運転者および運行管理責任者の資格要件を厳格化することには反対します。 介護福祉士などの資格義務付けで活動が縮小した場合、外出でき無い利用者が増えます。</p>	

